

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（国基準型サービス） シルバーハウスアネックス運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ツーリスト開発が開設する介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業シルバーハウスアネックス（以下「シルバーハウスアネックス」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、「シルバーハウス アネックス」の生活相談員、看護師、准看護師、介護員その他の従業員（以下「生活指導員等」という。）が、要支援状態にある、高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業「シルバーハウスアネックス」の生活相談員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「シルバーハウスアネックス」において全体的な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。

- 一 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者から、すべての利用者について居宅サービス計画を受け取り、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

（事業所の名称、所在地）

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 シルバーハウスアネックス
- 二 所在地 兵庫県丹波市市島町戸坂 288 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 「シルバーハウスアネックス」に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、それぞれ利用者に応じた通所介護計画を作成する又自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。さらに従業者及び利用者の申し込みに係わる調整など業務の管理を一元的に行い、又必要な指揮命令を行う。

- 二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者に対する全体的な生活上の世話を行うとともに日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- 三 介護職員 1名以上

- 四 看護職員 1名以上 看護職員は健康状態の確認及び介護を行う。

五 機能訓練指導員 1 名以上（看護師が兼務）

機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 「シルバーハウスアネックス」の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月、火、水、木、金、土曜日とする。年末年始休業を12月29日から1月3日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は次のとおりとする。

- 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日は 1 日あたり 12 名
水曜日、土曜日は 1 日あたり 15 名

（介護予防通所介護の内容）

第7条 介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴及び食事の提供
- 二 健康チェック
- 三 生活相談
- 四 全体的な生活上の世話及び休養
- 五 機能訓練、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための生活訓練、日常動作訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助
- 六 送迎、利用者に対して居宅と「シルバーハウスアネックス」との間の送迎

（身体拘束の考え方）

第8条

- 一人ひとりの利用者が望む、豊かで安全、安心、安楽できる快適な生活を提供するため、「身体拘束は利用者の尊厳を傷つけるもの」との観点から身体拘束は行わない。
ただし、利用者または、他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、やむを得なかった理由を記録に残す。

（虐待防止の考え方）

第9条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、いかに掲げる事項を実施する。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。

- 三 虐待防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置する。

（利用料等）

第 10 条 介護を提供した場合の利用料の額は、丹波市が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。
ただし、一定以上の所得者の利用者負担は 2 割とする。

- 二 食費 1 回につき 730 円
- 三 おむつ代 実 費 1 0 0 円（同様の物と交換可）
- 四 緊急性のない利用者都合の利用当日のキャンセルは食費相当額を請求する。
前項各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、市島中学校区、春日中学校区の区域とする。
（緊急時等における対応方法）

第 12 条 生活相談員等は、通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに家族、主治医（契約時に利用者の居住区の開業医をかかりつけ医としてお聞きしておく）に連絡し、適切な処置を行う。
又、必要に応じて救急車を要請する。
一 生活相談員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び指定介護支援事業者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第 13 条 介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、防火訓練を年 1 回以上実施する等定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（運営に関する重要事項）

第 14 条 「シルバーハウスアネックス」は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一 採用時研修 採用後 1 か月以内
二 継続研修 年 1 回

（秘密の保持）

第 15 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

一 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

二 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(その他)

第 16 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ツーリスト開発と「シルバーハウスアネックス」の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 02 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 03 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 03 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 04 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 05 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 06 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 06 年 11 月 1 日から施行する。